

○保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件

(平成十年十一月四日大蔵省告示第五百一号)

保険業法(平成七年法律第百五号)第二百六十五条の四十三第一号及び第二号の規定に基づき、保険契約者保護機構が保有することができる有価証券(以下「指定有価証券」という。)及び預金をすることができる金融機関(以下「指定金融機関」という。)を次のように指定する。

一 指定有価証券

イ 地方債

ロ 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)

ハ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十条の規定による農林債、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十三条の規定による商工債、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第八条の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の二の四第一項の規定

による全国連合会債

ニ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）の規定による債券を含む。）

ホ 貸付信託法に基づく受益証券

ヘ 担保付社債（償還及び利払に遅延のないものに限る。）

ト 前各号に掲げるもののほか、确实な有価証券であつて、その保有について金融庁長官及び財務大臣の承認を受けたもの

## 二 指定金融機関

イ 銀行

ロ 長期信用銀行

ハ 全国を地区とする信用金庫連合会

ニ 全国信用協同組合連合会

ホ 労働金庫連合会

ヘ 株式会社商工組合中央金庫

ト 農林中央金庫

チ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会

リ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

#### 附 則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二号チの規定の適用については、同号チ中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。